

1 市民ワークショップを通じた需要調査

過去に計画されていた図書館駅舎併設構想から現在の市庁舎等一帯整備に至るまで、図書館が主体となり、複合交流センターの建設にかかる市民ワークショップを開催し、その需要を調査してきました。

平成21年8月～ 複合交流センターに関するワークショップ（計6回）

平成24年12月15日 小諸市庁舎基本設計第2回ワークショップ

平成25年2月26日 小諸市庁舎基本設計第3回ワークショップ

平成25年3月26日 小諸市庁舎基本設計第4回ワークショップ

平成25年11月6日 コミュニティスペース建設第1回ワークショップ

平成26年度 合計8回

過去に開催したワークショップから特に複合交流センターに関するものを示したものである。

調査結果のまとめ（需要分析・新施設に望むこと）

使い方が限定されない施設運営への要望が強い

多くの方が利用し、様々な活動をおこなう上で、利用団体を限定せず幅広い用途に応えることが求められています。

ホール設置の要望が強い

各種団体の活動発表の場としてホール設置の要望が最も強い。その規模については、様々な意見（要望）がありましたが、文化センターとの役割のすみ分けの観点から234名収容規模としました。

ホワイエ、談話コーナーなど日常的に利用しやすい施設への需要が高い

活動発表やその練習、会議や打ち合わせなど、施設を利用する明確な目的がなくても気軽に立ち寄れ、談話コーナーなどで憩いの時間を過ごせる事が望まれています。（オープンスペースとしての利用）

気軽に安価に使用したいとのニーズが強い

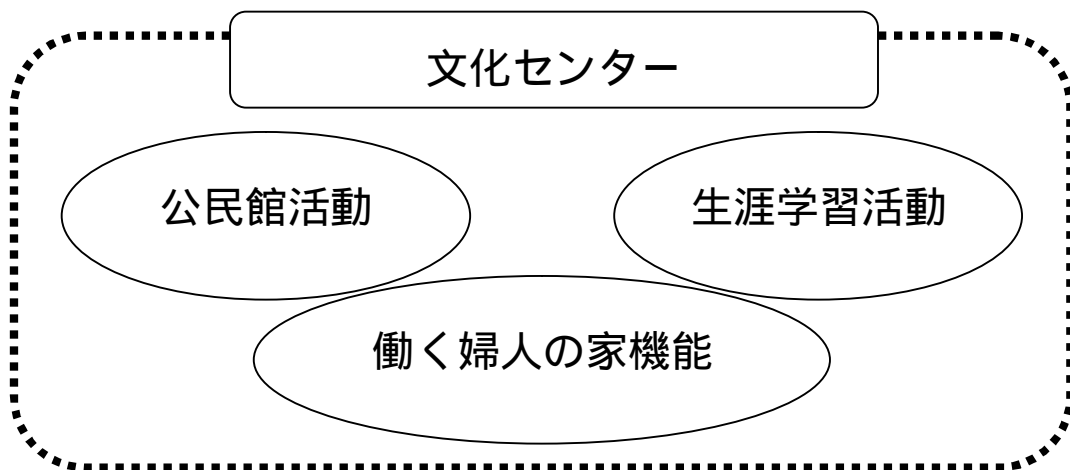
敷居が低く気軽に使用できることと、気兼ねなく使用できる料金体系が求められています。

2 市内公共施設の位置づけ

(1) 小諸市文化センター

小諸市では地域住民の公共的利用という観点から、地区公民館が地域コミュニティ活動の中心的施設として機能してきました。

小諸市文化センターは、地区公民館の本館（中央公民館）的な役割を担う公民館を中心に、700名以上の収容を誇る文化会館、働く婦人の家、乙女湖体育館とで構成され、館全体として小諸市の生涯学習活動の拠点施設という位置づけを担っています。



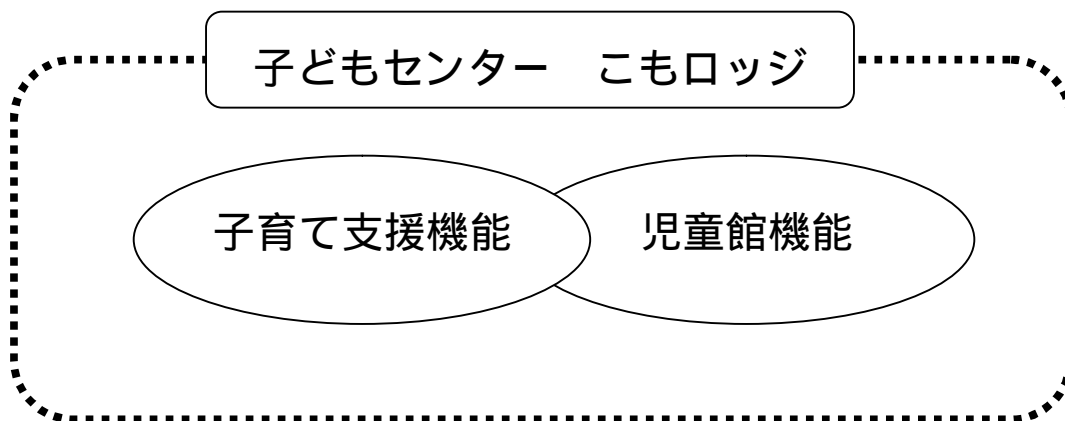
(2) 子どもセンター こもロッジ（HP抜粋）

利用料金：無料 利用者：0歳～18歳（市内在住または市内に通学・通園）

0歳～就学前の乳幼児とその保護者が楽しく遊び、出会いの場です。

小中高生が学校帰りなどに遊びに来て、交流を深める場所です。

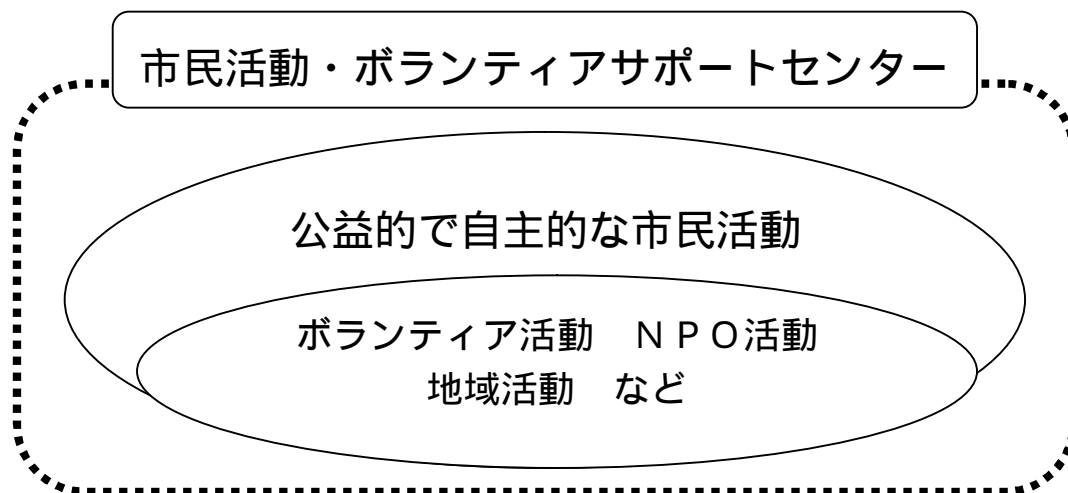
立地的な問題から特に中高生の利用が限定される可能性があります。



(3) 小諸市市民活動・ボランティアサポートセンター（一部HP抜粋）

小諸市市民活動・ボランティアサポートセンターは、市民のみなさんの、営利を目的としない、公益的で自主的な「市民活動」を応援し、また、その活動の輪を広げるお手伝いをするための拠点となる施設です。

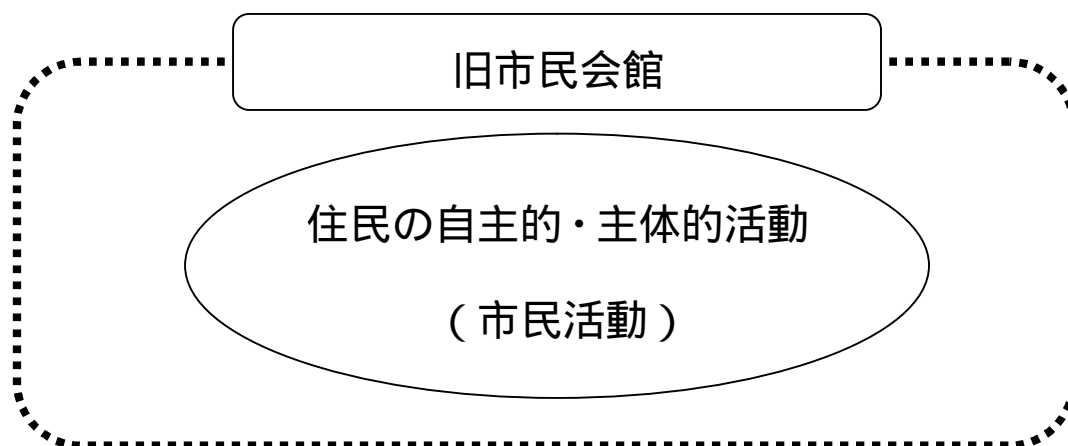
センターは市の施設ですが、運営は委託による民営を原則としており、現在は「社会福祉法人 小諸市社会福祉協議会」に委託しています。



(4) 旧市民会館

文化センターの公民館は、登録利用団体には無料で施設を提供することで各種（公民館）活動を支えているのに対して、旧市民会館は有料貸館施設として、料金を徴収しながら幅広い市民活動の場としての役割を担ってきました。

現在は、市庁舎等一帯整備事業により廃館となりました。



(5) 旧コミュニティセンター

一般的にコミュニティセンターは地域社会にあって住民の主体的活動によるコミュニティ(共同体)形成のため自主的に運営される拠点施設をいいますが、小諸市旧コミュニティセンターは市民に一般開放されず、使用方法が限定されていました。

現在は、市庁舎等一帯整備事業により廃館となりました。

旧コミュニティセンター



住民利用なし

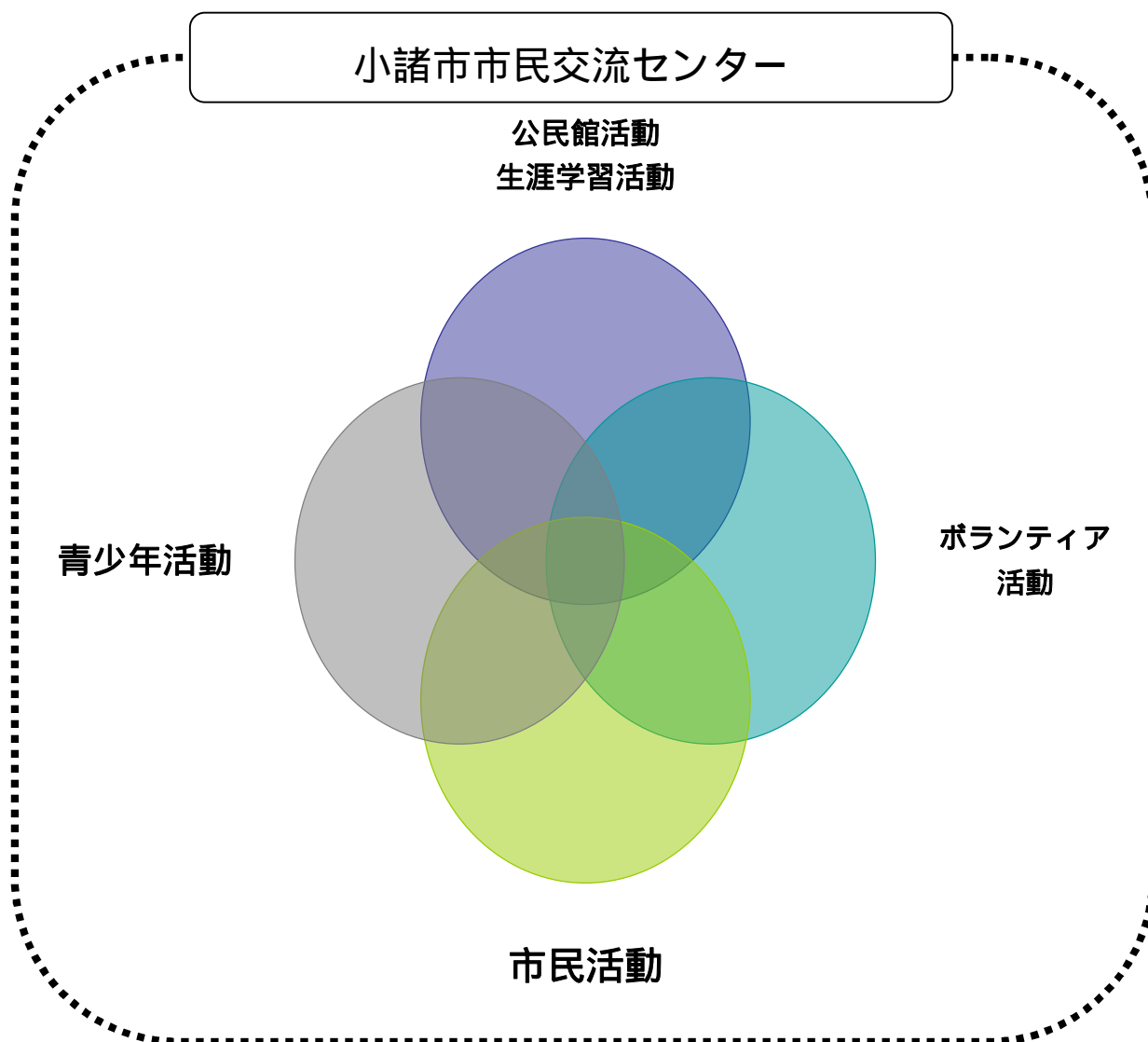
3 市民交流センターの位置づけ

1（需要調査）で確認した通り、新施設については、利用の敷居が低く、利用方法や利用団体を限定しない幅広い活動が行える施設であることが求められています。

また、2（公共施設の位置づけ）で確認した通り、小諸市には公民館活動・生涯学習活動・市民活動・子育て支援機能の拠点になる施設は既に存在します。

なお、市内の中心市街地には青少年の活動の場所が少ないことから公共として施設の整備が必要と考えます。

これらのことから、市民交流センターは利用の方法を限定せず、公民館活動・生涯学習活動・ボランティア活動及び市民活動が気軽におこなえる「場所」であるとともに、それらの多様で異なる活動が出会い、交錯する「場所」そして、青少年が成長するための活動の場、居場所となるよう整備を進めます。



4 基本コンセプト

需要調査や施設の位置づけを基に、市民交流センターの基本コンセプトを次のようにいたします。

『気軽に！気楽に！ ～ 交流とつながりの場～』

これは、市民交流センターが気軽に立ち寄れる居場所であるのと同時に、利用者同士の、（または他の施設や団体との）交流やつながりの場所としての役割を担うことを表現したものです。



5 基本方針

市民交流センターが展開する基本方針を次のとおり整理しました。

(1) 公平に公正にさまざまな活動を受け入れる場

市民交流センターは、基本的に有料貸館施設です。利用料金は頂戴しますが、施設を特定の使用方法に特化したり、特定の団体にとってのみ使い易いものにはせず、公平に公正にさまざまな活動を受け入れる場となります。

みんなが譲り合い、少しずつ我慢をしてお互いに使い易い施設を目指します。

(2) いつでも誰でも気軽に立ち寄れ、行けば何かと繋がる場

市民の居場所であり、そこに行けば人や、活動や、情報など何らかのものとなることができる場となります。

(3) 青少年活動の場・青少年の居場所

中心市街地に位置する施設の立地を活かし、青少年が健全に成長するための活動をサポートする場であるとともに、青少年の居場所となります。